

山ノ内町避難行動要支援者支援計画

令和6年12月

山ノ内町

目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 位置付け	2
3. 用語の定義	3
第2章 避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲	4
1. 要配慮者および避難行動要支援者の範囲	4
2. 避難支援等関係者の範囲	5
3. 避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）の確保	5
第3章 避難行動要支援者名簿	6
1. 避難行動要支援者名簿の作成	6
2. 避難行動要支援者名簿の種類	6
3. 避難行動要支援者を把握する方法	7
4. 避難行動要支援者名簿の記載事項	7
5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法	8
6. 避難行動要支援者名簿の情報更新	8
7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用	9
8. 情報漏えい防止のための措置	9
9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援	9
10. 避難支援等関係者の安全確保	10
第4章 個別避難計画	11
1. 個別避難計画の作成	11
2. 個別避難計画の記載事項	12
3. 個別避難計画の情報更新	13
4. 個別避難計画の配付と活用	13
5. 情報漏えい防止のための措置	13
6. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援	14
7. 避難支援等関係者の安全確保	14
第5章 支援体制の全体像と役割	15
1. 支援体制の全体像（山ノ内町要配慮者支援体制）	15
2. 要配慮者支援における町の責務と要配慮者および各関係者の努め	15
3. 平常時におけるそれぞれの役割	15
4. 発災時におけるそれぞれの役割	17
資料編	個別避難計画各種様式

第1章 総則

1. 目的

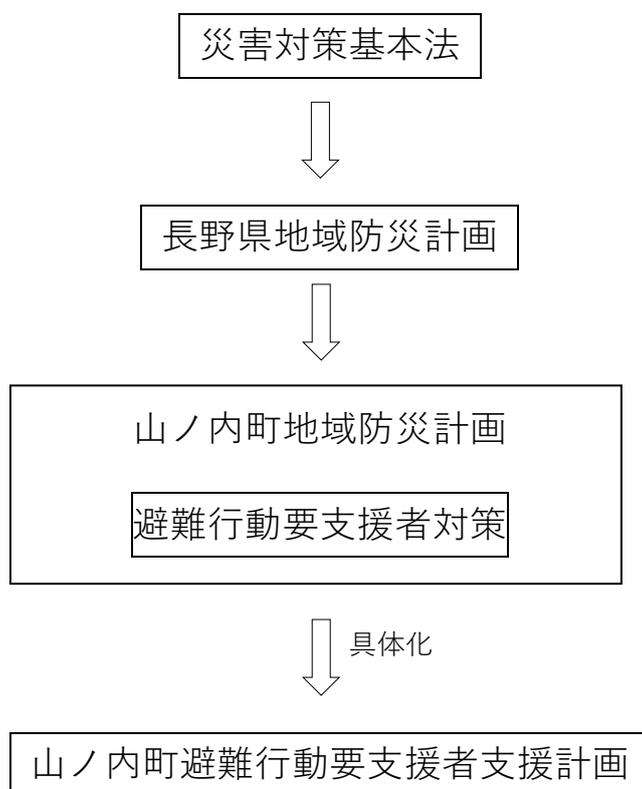
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方が多数犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、各自治体の地域防災計画に定めるところにより避難行動要支援者の把握および名簿の作成を行うよう義務付けている。同年8月には、これまで指針としていた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（内閣府）」に改定し、各自治体において具体的かつ実効性のある支援体制が構築されるよう求めている。また、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定された。

「山ノ内町避難行動要支援者支援計画」は、国の指針を踏まえつつ町の要配慮者のうち、特に避難行動要支援者の支援における基本的な考え方や方針を整理したものであり、これを推進し町の避難行動要支援者支援体制を強化することを目的としている。

2. 位置付け

山ノ内町避難行動要支援者支援計画は、山ノ内町地域防災計画の下位計画に位置付けられた計画であり、災害対策基本法との整合を図ったうえで、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者に関する内容をより具体化したものである。

【計画の体系図】



3. 用語の定義

本計画に用いられる主な用語は以下のとおりである。

[山ノ内町地域防災計画における用語の定義]

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に関係する者。

(4) 山ノ内町避難行動要支援者名簿（災害時外部提供）

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。

(5) 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供）

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画。

第2章 避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲

1. 要配慮者および避難行動要支援者の範囲

要配慮者を以下のとおりに定める。

また、要配慮者の中で災害発生時の避難等に特に支援を要する者を特に避難行動要支援者と定める。

[要配慮者（避難行動要支援者を含む。）該当範囲]

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難にあたり特に支援を要する避難行動要支援者の範囲は、在宅で生活を営む次の者とする。（施設入所者を除く）

①町で自動的に登録する者

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ・療育手帳A1を所持する者

②自己申告による名簿登録者

- ・上記に準ずる方で、名簿への登録を希望する者

(例) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

療育手帳A2を所持する者

人工呼吸器・酸素供給装置など医療的ケアが日常的に必要な者

その他、自力避難が困難な者

2. 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者を以下の範囲のとおりに定める。

[避難支援等関係者範囲]

- ①消防機関（岳南広域消防組合、山ノ内町消防団）
- ②警察機関（長野県警 中野警察署）
- ③山ノ内町民生児童委員
- ④山ノ内町社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織
- ⑥その他必要と認める団体

3. 避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）の確保

避難行動要支援者の支援については可能な限り様々な方面に協力者が必要となる。

町は避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）を確保できるよう努める。

特に、介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる。したがって、個別避難計画の作成・更新を中心に、福祉専門職の参画を得ることが重要である。

第3章 避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第四十九条の十を根拠とし、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿は電子データ管理および紙媒体による管理とする。

[災害対策基本法第四十九条の十より]

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2. 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。

3. 避難行動要支援者を把握する方法

町が定めた避難行動要支援者に該当する者を以下により把握する。

(1) 災害対策基本法に基づく目的外利用協議による把握

関係各課が把握している避難行動要支援者に対し、災害対策基本法第四十九条の十の規定により目的外利用協議を実施し把握する。

また、関係各課は避難行動要支援者の把握に協力する。

(2) 同意書の取得による把握

避難誘導に支援が必要と自ら希望した者を把握する。

[災害対策基本法第四十九条の十より]

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

4. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）および個別避難計画（平常時外部提供用）の記載事項を以下のとおり定める。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他町長が必要と認める事項

[災害対策基本法第四十九条の十より]

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法

各名簿の情報入手および登録方法を以下のとおり定める。

山ノ内町避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

関係課が把握している避難行動要支援者に対し、災害対策基本法第四十九条の十の規定により、目的外利用協議を実施し、情報入手および登録を行う。

避難支援が必要と自ら希望した者に対しては、避難支援が必要と町が判断する者を登録する。

6. 避難行動要支援者名簿の情報更新

名簿の情報更新は以下のとおり行う。

山ノ内町避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

年1回以上

7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用

山ノ内町避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者その他の者に情報提供を行い、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

避難支援等関係者に対し、「山ノ内町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」の提出と引き換えに配付を行う。

8. 情報漏えい防止のための措置

避難行動要支援者の個人情報を守るため、避難支援等関係者に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

（1）覚書の提出

避難支援等関係者が「山ノ内町避難行動要支援者名簿（災害時外部提供用）」を受領した際、「山ノ内町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を町へ提出する。

（2）山ノ内町避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の提供

避難支援等関係者に「山ノ内町避難行動要支援者名簿（災害時外部提供用）」を配付する際、町より「山ノ内町避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を提供する。

9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援

避難行動要支援者の中には、あらかじめ避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意を得られない方も存在する。町は発災時の安否確認等支援体制について同意、不同意にかかわらずすべての避難行動要支援者を把握するとともに、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に「山ノ内町避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）」を避難支援等関係者に対し配付（情報提供）し、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

10. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制作りや発災時の避難行動要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。

また、避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命および身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

第4章 個別避難計画

1. 個別避難計画の作成

災害対策基本法第四十九条の十四を根拠とし、避難行動要支援者（A）について、町は、本人の同意を得た上で避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する。

個別避難計画は優先度が高い者から作成する。

優先度が高い避難行動要支援者とは次の①②に該当する場合をいう。

①建物の立地・構造要件（B）

- ・浸水想定区域に立地しており、浸水深以上の上階がない場合
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、住家が木造・鉄骨造の場合
- ・土砂災害特別警戒区域に立地しており、住家が木造・鉄骨造の場合

②家族等介助者の条件（C）

- ・家族等による十分な避難支援が得られない場合

なお、個別避難計画の作成完了時には、記載内容を避難行動要支援者本人またはその家族等が確認する。

[災害対策基本法第四十九条の十四より]

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

2. 個別避難計画の記載事項

山ノ内町個別避難計画には、以下について記載するものとする。

- ① 本人に関する基本情報
(氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由)
- ② 緊急連絡先
- ③ 避難支援等関係者
- ④ 住宅立地構造 (リスク、建物の構造、居室、就寝室)
- ⑤ とるべき避難行動 (避難情報に応じた避難行動の内容)
- ⑥ 支援等 (避難支援の具体的な内容)
- ⑦ 特記事項 (持ち物等)
- ⑧ 個別避難計画の作成者 (事業所、担当者)

※支援者を記載する場合は、団体名でも可。

[災害対策基本法第四十九条の十四より]

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者 (避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。) の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

[災害対策基本法第四十九条の十より]

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3. 個別避難計画の情報更新

計画の情報更新は以下のとおり行う。

山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）
年1回以上

4. 個別避難計画の配付と活用

山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）

避難支援等関係者に対し、年に1回、「山ノ内町避難行動要支援者個別避難計画の提供に関する覚書」の提出と引き換えに配付を行う。

また、前年度に配付した計画については回収する。原本を複製した計画等については破棄の徹底を求める。

本計画は、平常時より地域における支援体制の構築や訓練の実施のために活用する。

5. 情報漏えい防止のための措置

避難行動要支援者の個人情報を保護するため、避難支援等関係者に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

（1）覚書の提出

避難支援等関係者が山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）」を受領した際、「山ノ内町避難行動要支援者個別避難計画の提供に関する覚書」を町へ提出する。更新時には旧計画と差し替えを行うものとする。

なお、原本を複製した名簿等についてはその管理と破棄の徹底を求める。

（2）覚書の提供

避難支援等関係者に「山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）」を配付する際、町より「山ノ内町避難行動要支援者個別避難計画の提供に関する覚書」を提供する。

6. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援

避難支援等関係者に対し、「山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）」の作成した避難行動要支援者以外にも不同意の避難行動要支援者が地域に存在していること、計画の有無にかかわらず、日頃より地域における避難行動要支援者を把握し、支援体制を構築することを呼び掛ける。

7. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制作りや発災時の避難行動要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。

また、避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命および身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

第5章 支援体制の全体像と役割

1. 支援体制の全体像（山ノ内町要配慮者支援体制）

発災時における要配慮者（避難行動要支援者を含む。）の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者の支援に関わるすべての人が協力し、対応することが重要である。そのために、自助・共助・公助の理念に基づきそれぞれが役割を担って行動し、要配慮者を支援する体制を構築する。

2. 要配慮者支援における町の責務と要配慮者および各関係者の努め

町は、平常時において要配慮者を含め各関係者と関係を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。また、要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力することを努める。

3. 平常時におけるそれぞれの役割

発災時の被害を最小限にとどめるためには、平常時から対策を講じておくことが重要である。そのため、避難行動要支援者支援におけるそれぞれの役割を以下のとおり示す。

町の役割

- ① 山ノ内町避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の作成・更新
- ② 山ノ内町個別計画書（平常時外部提供用）の作成・更新
- ③ 各関係者および避難行動要支援者に対する支援、協力依頼等の実施

避難支援等関係者

（1）消防機関の役割

- ① 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難支援等関係者間の連携指導
- ③ 支援体制構築指導（訓練実施など）

(2) 警察機関の役割

- ① 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難支援等関係者間の連携
- ③ 支援体制構築（訓練実施など）
- ④ 見守り活動への協力

(3) 自主防災組織の役割

- ① 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難支援等関係者間の連携
- ③ 支援体制構築（訓練実施など）

(4) 民生児童委員の役割

- ① 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難支援等関係者間の連携
- ③ 支援体制構築（訓練実施など）

(5) 社会福祉協議会の役割

- ① 山ノ内町個別避難計画（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難支援等関係者間の連携
- ③ 支援体制構築（訓練実施など）

避難行動要支援者の役割

- ① 自身が備えておくべきことの理解と備えの実施
- ② 個別避難計画作成への参画

4. 発災時におけるそれぞれの役割

発災時において町は災害対策本部を立ち上げ以下の役割を担う。また、避難支援等関係者および避難行動要支援者はそれぞれが協力連携し、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を実施する。

町の役割

- ① 避難情報の発令
- ② 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の情報提供の判断と提供
- ③ 避難行動要支援者の安否確認
- ④ 福祉避難所等への職員派遣および避難した避難行動要支援者の情報収集

避難支援等関係者

(1) 消防機関の役割

- ① 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助

(2) 警察機関の役割

- ① 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助

(3) 自主防災組織の役割

- ① 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助

(4) 民生児童委員の役割

- ① 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助

(5) 社会福祉協議会の役割

- ① 避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の受領と活用
- ② 避難行動要支援者の安否確認
- ③ 福祉避難所の運営

避難行動要支援者の役割

- ① 安否情報等の発信